

# ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会  
連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101  
サポートねりま内  
TEL 03-3994-2088  
E-mail：[support@nerimaunion.org](mailto:support@nerimaunion.org)  
HP：[www.nerimaunion.or/](http://www.nerimaunion.or/)

## 介護会社での横暴を許さず闘う！

IさんはH26年1月、有限会社シルバーハートの高齢者デイサービスに就職し、約2年間、週3日8時間で勤務してきました。

しかし会社の都合で勤務時間を3分の2にまで減らされ、生活設計が立たないと社長と面談しましたが、まったく話になりませんでした。

28年10月、Iさんの相談を受けた練馬ユニオンは、会社側の理不尽な姿勢を正すために、練馬ユニオンに入ってもらい団体交渉を行うこととなりました。

勤務時間の他に、雇用保険の加入、有給休暇の取得、自転車通勤手当の支給、時給アップ、給与振込手数料控除の撤廃、休業手当の支給などを交渉事項としました。会社側は弁護士を雇い交渉の場に出してきましたが、社長は団交決裂に至るまでに1度も出席しませんでした。

29年1月までに4回の団交を行ないました。しかし、Iさんに対する不当な中傷もあり、代理人が持ち帰った案件に対して社長は一方的な0回答を繰り返し、団交はなかなか進みませんでした。

それでも週3日8時間のシフトを原則確保し、明白な法律違反（雇用保険、有給休暇）については会社も認めました。

しかし会社側の誤認や杜撰<sup>ずさん</sup>、怠慢のため、正しい情報が介護職場に全く伝わりません

でした。団交での合意事項は一向に実現せず、現場スタッフにはIさんが勝手な要望をしていると思われたりしたことは、Iさんにとって最もやりきれない一連のでき事だったといえます。

団交では紆余曲折を経ながら、29年1月には勤務時間や有給取得は曲がりなりにも実現しました。ところが2月、社長はそれまでの団交の積み重ねを全て反故にし、主たる勤務場所を外すという暴挙に出ました。更に勤務時間は確保しているというでまかせの言葉と共に、団交を一方的に打ち切ってきました。

ユニオンは団交申入れと社前行動を三度行ないました。しかし社長はそれをまったく無視し続け、団交に応じようとしません。練馬ユニオンはこうした会社側のかたくなな姿勢を改めさせるために、労働委員会への斡旋申請を行なうこととしました。

働く者を無権利の状態に置き、労働基準法をも無視したような会社運営は法治国家として認められてはいません。練馬ユニオンはIさんと共に徹頭徹尾闘います。多くの皆様のご支援を期待しています。よろしくおねがいします。

騙されちゃいけない安倍政権の労働政策 「2.23 春闘講座 <sup>なつめ</sup> 棗 弁護士の講演から」

## 安倍政権の「働き方改革」は何をもたらすのか？

「雇用によらない自由な働き方ができる社会を実現」これは安倍首相や国の官僚と経団連が2035年を目標にして進めようとしているものです。（2035年は18年後です。随分先のように思いますが、1995年に日経連が「新時代の日本の経営」を提言し終身雇用から非正規雇用へ軸足を移しはじめてから今年で22年目。今や労働者の4割が終身雇用ではない非正規労働になっています。今の4.5歳児が働き出す時を思い描いてください。）なんだか「自分の思うままに仕事ができるバラ色の社会」を安倍さんは作ってくれるのではないかと、とても耳あたり良く聞こえます。しかしこれも安倍首相得意の言葉のごまかしなのです。

実は「雇用によらない自由な働き方ができる社会」とは、働くものを全て雇用関係でない「契約関係」のもとに置くことです。「フリーランス」（個人事業主）＝仕事があるときだけの業務委託・個人請負契約の締結、スポット・ワークに働き方を切り替えて、（すべての働くものが対象です）収入の安定しない不安定な状況に置くというものです。雇用関係にある労働者をなくすことで、労働者を守る法である労働法による保護を労働者から奪い、労働の場を無権利な状況に置くことにほかなりません。

安倍政権は「企業が世界で一番活動しやすい国」を実現するために「規制緩和」をすることで、労働者派遣法の改悪強行、労働基準法改悪法案、解雇規制緩和（解雇自由法の制定）、労働者契約法18条の5年ルール緩和（正規への切り替え逃れを可能にする）、ハローワークの職業紹介事業の民間への開放などなど、労働規制の全面的「破壊」を推し進めようとしてきました。これらのことを見ればわかると思います。いかに美辞麗句を使おうと、この行き着く先が「雇用によらない自由な働き方」なのです。この働き方を推し進めるため、解雇自由法の制定、雇用の流動化、労働力移動促進政策、シェ

アリング・エコノミーの解禁、合法化、外国人労働者の受け入れの全面自由化を行おうとしています。

### まやかしの長時間労働規制

安倍政権は「長時間労働の上限規制」と言っていますが「月100時間」「2ヶ月平均80時間」の時間外労働を、例外を設け認めようとしています。また「高度プロフェッショナル制度」（いわゆる残業代ゼロ法案：どんなに働いても一定の賃金しか払わない制度）は労働基準法の労働時間規制の適用除外とするもので長時間労働を助長するものです。経団連は年収400万円以上を対象にしなければ意味がないと言っています。また現在は適用範囲が限られている裁量労働制の大幅拡大も行なおうとしています。外回り営業マン300万人程度が対象にされる可能性があります。実際には業務に対する裁量権がないにも関わらず、課せられた業務が終わらなく12時間かかっても「みなし労働」で労働時間としてはカウントされないということが起こります。「高度プロフェッショナル制度」も裁量労働も雇用主による勤務時間の把握と上限規制を厳格に行わない限りは長時間労働をはびこらせるものです。

変形労働制、フレックスタイム制、裁量労働制など現在でも日本の労働時間制度は十分弾力性があります。それにも関わらず、さらに柔軟な労働時間制を導入したがる理由は最初に述べた「雇用によらない労働」への移行を図りたいからでしょう。



棗（なつめ） 弁護士

# 武蔵学園 職場存続の闘いを支援しよう!

学校法人武蔵学園・武蔵高等予備校は1953年創立の大学受験の中堅予備校でした。しかし、86年に2代目理事長として廣井胖氏の就任以来、学園私物化、専断、無責任放漫経営により低迷の一途を辿っています。

96年、池袋の予備校の職員3名で結成した連帯労組・武蔵学園は労働条件不利益変更等と闘いながら、春闘、一時金(賞与)も前年水準を維持させ続けてきました。

理事長は2014年から入学者募集の広告を減らし、入学者数が大幅減少しています。このため労働組合は12月、1月に理事長自宅(練馬区小竹町)前での座り込み・張りつき行動で理事長の団交出席と新年度募集をするように要求と抗議を行ないました。練馬ユニオンもこの行動に参加しました。

新年度募集をしないと宣言していた法人に小規模ながらも募集広告を出させ、予備校継続の約束をさせました。今後についても

予断は許されません。4月8日には理事長自宅周辺のデモ行進と自宅前行動が予定されています。

武蔵学園の「募集停止」→「労働者解雇」→「組合潰し」の攻撃をはね返し、職場存続の闘いを支援していきましょう!



武蔵学園闘争座り込み

## 運動のすすめ

### 睡眠の仕組みを知って 質の良い眠りを

季節の変わり目ですが、夜はしっかり眠れていますか?国民健康・栄養調査(平成25年)では、睡眠の質に関する問いに対し「中、眠気を感じた」との回答が最も多くなっていました。質の悪い睡眠は、生活習慣病の罹患リスクを高め、且つ症状を悪化させることがわかっていきます。今回は質の良い睡眠を得る為、その仕組みについて取り上げていきます。

睡眠には、脳や体を休めて疲れを回復させる役割があり、その為に深い眠りのノンレム睡眠と浅い眠りのレム睡眠、2種類の睡眠状態が交互に繰り返されています。この違いは様々ですが、脳の状態を見るとノンレム睡眠中は休み、レム睡眠中は部分的に活動をしており、約90〜120分の周期で4〜5回繰り返されています。

ノンレム睡眠の深さには段階があり、最も深い眠りを得られるのは最初の1〜2回目(入眠から3時間以内)で、以降はどんどん浅くなっていきます。ノンレム睡眠は入眠後すぐに始まるので、眠り始めの3時間、どれだけぐっすり眠れるかが質の良い睡眠を得る為のカギになるのです。

昨今では、睡眠時間を重要視してしまう傾向が見られますが、これからはしっかりと質の良い眠りが得られているかどうかを意識していきましょう。

特定非営利活動法人 ヘルソウランニング